【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成24年11月13日
【会社名】	株式会社フィスコ
【英訳名】	FISCO Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　狩野 仁志
【本店の所在の場所】	大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号 （同所は、登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。）
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山五丁目4番30号
【電話番号】	03（5774）2440
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 長岡 信一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目８番16号）

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

平成24年７月17日に提出いたしました当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象として、平成24年12月期第３四半期決算（連結及び個別）におきまして、特別利益約１億円を計上する旨の臨時報告書を提出いたしましたが、当該臨時報告書を取り下げるため、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。なお、臨時報告書の訂正報告書を提出するに至った経緯を２『訂正事項』に記載しております。

2【訂正事項】

（１）平成24年７月17日付で臨時報告書を提出した経緯

当社は平成24年６月18日に株式会社ネットインデックス（以下「ネット社」といいます。）の発行する転換社債型新株予約権付社債を引き受けておりましたが、平成24年７月４日に、当社が保有するネット社に対する貸付債権他を振り替えて、同転換社債型新株予約権社債の払込を完了いたしました。平成24年７月17日に、同転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権を行使したことにより、当社が株式会社インデックスから譲り受けたネット社に対する貸付債権の譲受額と新株予約権を行使したことによる株式の発行価額の差額を、特別利益と認識し、当社は金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第12号及び第19号の規定に基づき臨時報告書を提出いたしました。

（２）臨時報告書の訂正報告書を提出するに至った経緯

当社は、当該事象の発生から平成24年12月期第３四半期に係る本会計処理について、会計監査人と協議を重ねてまいりました。その結果、帳簿価額と新株予約権の行使により取得した株式の発行価額との差異（99百万円）については、個別の損益計算書では特別利益として認識すべきではなく、連結財務諸表において、ネット社の連結子会社化に伴って生じる、のれんの総額から減算して処理すべきであるとの結論に達しました。そのため、当社はネット社の株式取得に伴うのれんが99百万円減額となり、将来におけるのれんの償却負担が軽減されることとなります。よって、当社は平成24年７月17日付にて提出いたしました臨時報告書を取り下げるため、臨時報告書の訂正報告書を提出することといたしました。